

令和8年度
浜松市中小企業次世代自動車
導入支援事業費補助金申請の
手引き

浜松市
産業部カーボンニュートラル推進課

目 次

1	令和8年度 中小企業次世代自動車導入支援事業補助について	
(1)	本事業の目的	1
(2)	補助対象自動車	1
(3)	補助要件	1
(4)	補助金交付額について	2
(5)	交付申請の手続き	3
(6)	処分の制限について	4
(7)	市への協力について	5
(8)	申請方法及び受付窓口	5
2	申請における注意点	
(1)	申請書全般における注意点等	7
No. 1	交付申請書（第1号様式）	8
No. 2	交付請求書（第4号様式）	11
No. 3	110円切手を貼った封筒	13

1 令和8年度 中小企業次世代自動車導入支援事業補助について

(1) 本事業の目的

浜松市では、物価・エネルギー価格高騰の影響を強く受けている市内中小企業等の負担軽減と、運輸部門及びサプライチェーンの脱炭素化の両立を目的として、電気自動車等の導入を行う市内の中小企業等に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 補助対象車両

補助の対象となる車両は次の要件の全てに該当する電気自動車等とします。

- ① 新車として新たに購入したものであること ※ローン及びリース契約は補助対象外
- ② 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が、市内の所在地であること
- ③ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄が自家用であること
- ④ 自動車検査証の燃料の種類により、「電気自動車」または「燃料電池自動車」であると分かること
- ⑤ 国が交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）における補助対象車両であること
- ⑥ 自家用車として市内自動車小売業者等*から購入したものであること（但し、以下のいずれかに該当する場合を除く）
 - ア 自家用自動車有償貸付事業（レンタカー）や他者への貸与の目的で使用されるもの
 - イ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両のうち、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるもの
 - ウ 割賦払い（ローン）やリース方式で契約されたもの

※自動車検査証の所有者欄が補助申請者名義となる金融機関ローン等も補助対象外とする

※販売方式がオンライン注文のみの場合でも、市内に関連店舗等がある場合は対象とする

(3) 補助要件（対象事業者）

次に記載する要件のすべてに該当している必要があります。

- ① 市内に本店所在地若しくは住所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主であって、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人
- ② 車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者である
- ③ 市税を完納していること
- ④ 本社が市外の法人にあっては、法人市民税を本市に納めていること

浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業補助金申請の手引き

- ⑤ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- ⑥ 補助対象自動車の新規登録日又は購入代金の支払手続完了日のいずれか遅い日が、令和8年1月1日から令和9年1月31日であること
(ただし、支払手続完了日が令和8年1月1日以降であっても、新規登録日が令和8年1月1日より前である場合は対象外とする)
- ⑦ 当該車両について市から補助金の交付を受けていないこと
- ⑧ 暴力団関係者等と関係を有していないこと
- ⑨ 浜松市内に立地する事業所にて、1年以上事業活動を行っていること

(4) 補助金交付額について

補助金の額等 (第7条関係)

対象車両の種類	補助金の額	対象経費	一台あたりの補助上限額
電気自動車 (普通自動車)	CEV 補助金※1 交付額の 1/3※2 (1,000 円未満切捨。複数台 の場合は一台ごとに切捨)	車両本体購入費 (5 台を上限とする)	40 万円
電気自動車 (軽自動車)			20 万円
燃料電池 自動車		車両本体購入費 (1 台を上限とする)	50 万円

※1 経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

※2 国が交付する補助金及び本補助金の額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国が交付する補助金の額を除いた金額を上限に、補助金を交付するものとする。

(5) 交付申請の手続き

ア 提出書類

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業補助金交付申請書 兼実績報告書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/>	浜松市次世代自動車導入支援事業費補助金交付請求書 （様式第4号）	
<input type="checkbox"/>	送付先を記入した返信用封筒 （長形3号 要110円切手貼付）	
申請者に関する書類		
<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行したもの）	法人の場合のみ
<input type="checkbox"/>	開業届の写し又は直近2期分の確定申告書	個人事業主の場合のみ
<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（写し） ※浜松市から住民税を課税されている者がいない場合は提出不要	
<input type="checkbox"/>	申込人（企業等）概要が確認できる資料（パンフレット等）	
<input type="checkbox"/>	市区町村税の納税証明書（直近1期分） ※本社所在地の市区町村で発行されたもの ※全ての税目で未納額が無いこと	市外に本社を有する事業者の場合のみ
<input type="checkbox"/>	浜松市税の納税証明書（直近1期分） ※全ての税目で未納額が無いこと ※浜松市の法人市民税が課税されていること	市外に本社を有する事業者の場合のみ
<input type="checkbox"/>	市内において一年以上事業を継続していることが確認できる資料 （会社沿革が確認できる会社資料やWebサイト）	市内に本店所在地を有していない場合のみ
補助対象車両に関する書類		
<input type="checkbox"/>	契約書等（写し） ※市内のディーラーや販売店等から購入されたことが確認できること ※補助対象車両の本体価格及び事業所の住所が確認できること ※割賦払い（ローン）やリース方式の契約でないこと	
<input type="checkbox"/>	所有者の氏名・住所が記載されている自動車検査証記録事項 （車検証閲覧アプリ等から出力したもの）の写し	
<input type="checkbox"/>	支払いを確認できる領収書又は払込金受取書等の写し	
<input type="checkbox"/>	補助対象車両の日付入り写真 （全体像が確認できる写真及び車両のナンバープレートが確認できる写真計2枚以上）	
<input type="checkbox"/>	CEV補助金以外の国の補助金額が確認できる資料	CEV補助金以外の国補助事業を申請している場合のみ

<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める資料	
--------------------------	----------------	--

※浜松市指定様式はホームページからダウンロード可能です。(受付窓口でも配布しています。)

イ 申請受付期間及び受付時間

(受付期間) **令和8年5月1日(金)から令和9年2月1日(月)**

★事業(登録と支払い)完了日から3ヵ月以内の申請をお願いします

(受付時間) **月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分**

※土曜日、日曜日、祝日および年末年始(12月29日～31日)の受付は行っておりません。

※予算の範囲内(全体予算**6,250**万円)で受付し、予算額を超える申請があった場合は申請受付期間であっても申請受付を締切ります。

なお、予算の残額が**1,000**万円を切った際には、浜松市HPで随時残額を表示します。

ウ 提出先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課(市役所本庁舎6階)

(メール) ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(電話) 053-457-2502

(6) 処分の制限について

この補助金の対象となった車両を以下の処分制限期間に処分[※]する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

処分制限期間
4年

処分制限期間中にやむを得ず処分する必要が生じた場合は、事前相談の上、「財産処分承認申請書(第8号様式)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない年数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額を免除することもあります。

(7) 市への協力について

脱炭素経営に積極的に取り組む事業者として、浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム参画機関に第1号様式記載の情報を提供すること及び参画機関からの脱炭素の取り組みに関する調査等への協力することに同意をいただきます。

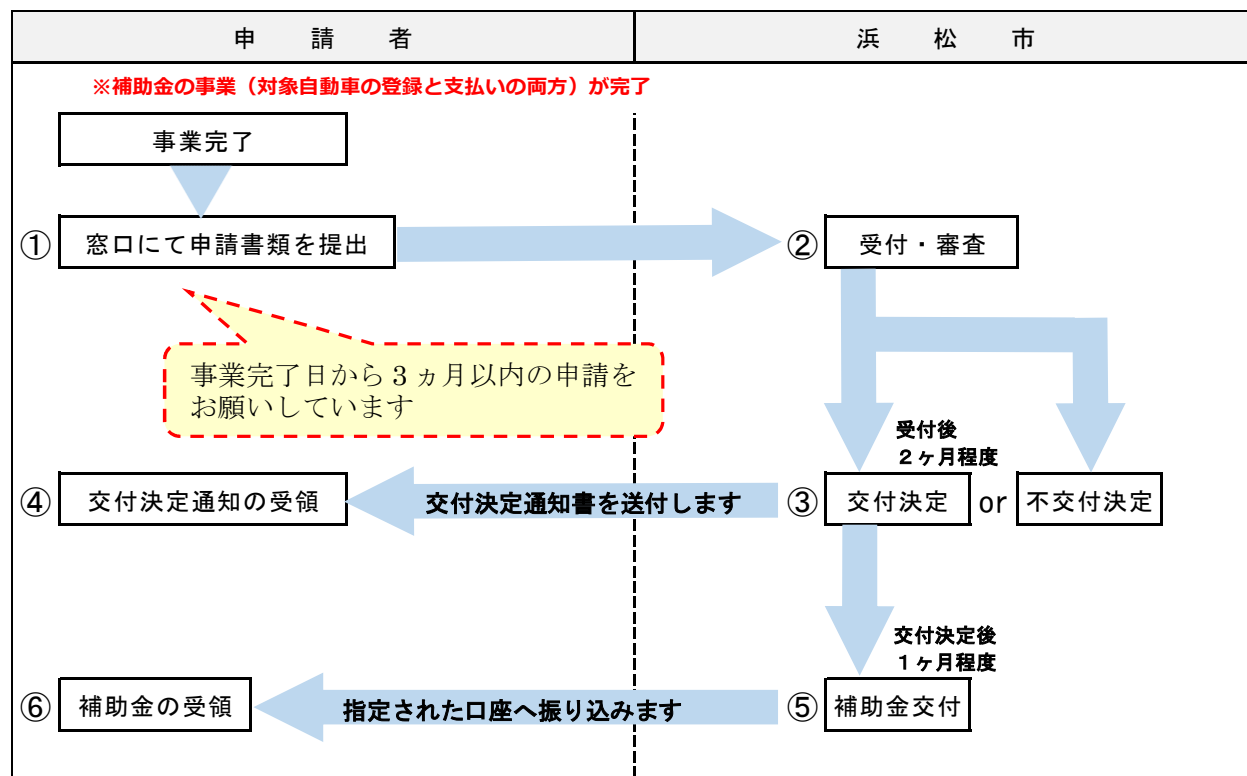
(8) 申請方法及び受付窓口

留意事項

1. 対象自動車の初度登録及び支払いが完了してからの申請となります
2. 申請書類を窓口へ直接ご持参*ください

※事前にメールで提出書類に不備、不足がないことを確認できた場合に限り、郵送でも申請可能です

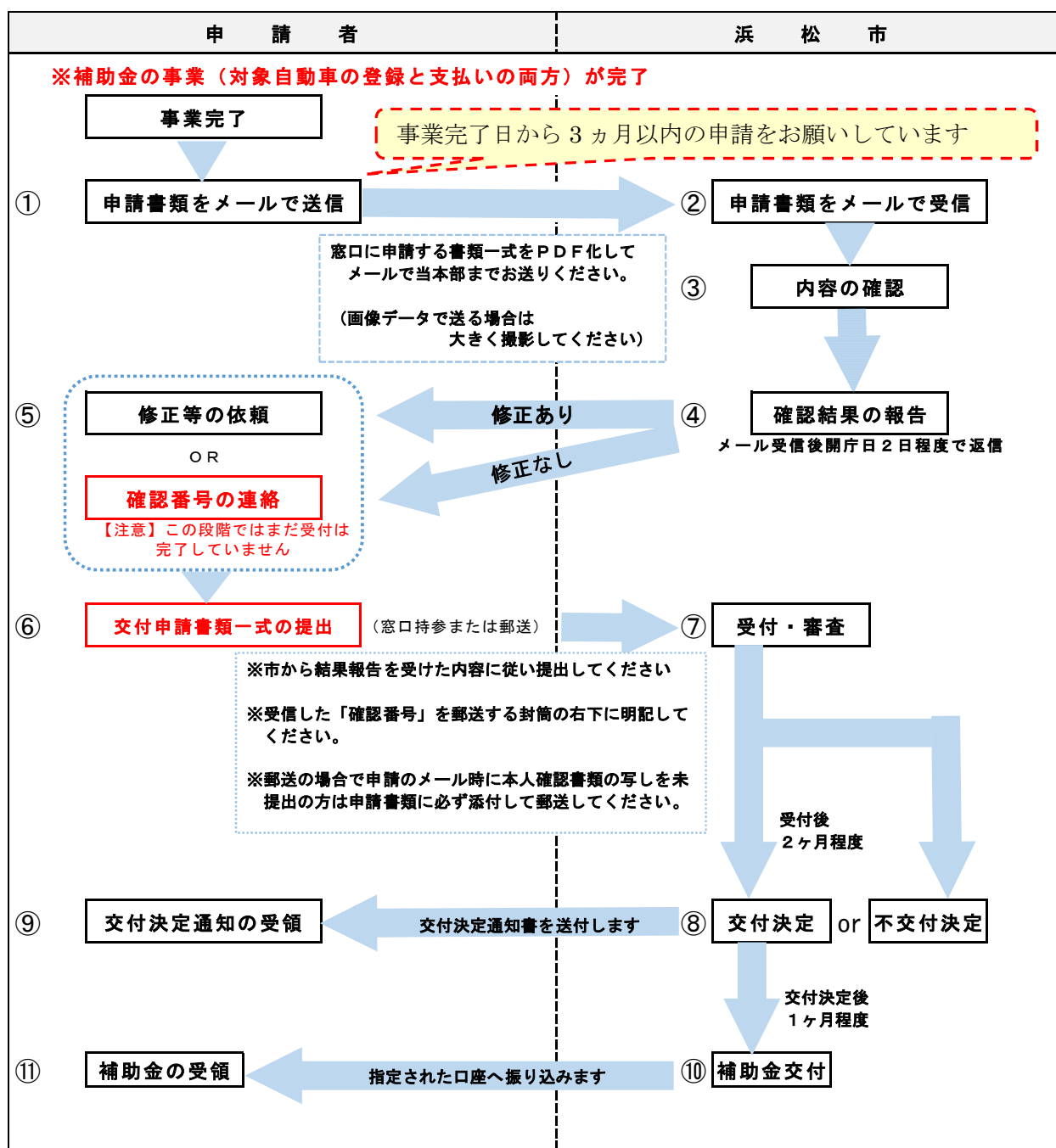
図1 【窓口へ直接持参する方法】



注意点

- ・各区役所及び行政センター等では受付できません。
- ・受付場所は浜松市役所本館6階の産業部カーボンニュートラル推進課のみとなります。

図2【メールにて「事前確認」を行い、市からの連絡後に窓口持参あるいは郵送する方法】



注意点

- ・事前確認を行わずに郵送した申請書類は受理できませんのでご注意ください。
- ・事前確認の場合、申請書類一式（原本）を市が受理した時点で受付が完了となります。

【受付窓口】

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本庁舎6階南側）
 (住所) 浜松市中央区元城町103番地の2
 (電話) 053-457-2502
 (メールアドレス) ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

2 申請における注意点

(1) 申請書全般における注意点等

様式について

記入する様式は、必ず所定の様式をお使いください。

記入時の注意点について

黒のボールペンをご使用ください。消すことができる筆記具、修正テープ等は使用しないでください

様式における署名・押印について

様式の申請者氏名欄については、代表者本人の署名があれば押印無しでの申請が可能です。ただし、**署名のみの場合、記入誤りがあった際に訂正ができません。**

パソコンなどの印字による記名の場合は氏名欄の横及び様式上部分の余白の**2箇所**に代表者印を押してください。

その他

書類に不備や不足があった場合には受理できません。この手引きで確認して、申請してください。

浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業補助金申請の手引き

⑥	使用の本拠の位置	浜松市内の住所と自動車検査証に記載されている内容を一致させてください。
⑦	支払手続き完了日	領収書の発行日と同日を記入してください。
⑧	新規登録日	自動車検査証に記載されている日付と同日を記入してください。
⑨	CEV補助受領額	CEV補助金の受領（予定）額を記入してください。 なお、CEV補助金を申請しない場合は、空欄としてください。
⑩	補助対象経費	車両本体（税抜き）価格を記入してください。 2台以上の場合は、合計金額を記入してください。
⑪	交付申請額	⑨の1/3（上限あり）を記入してください。 1,000円未満は切り捨ててください。 2台以上の場合は、1台ごとに切り捨てたうえで、合計金額を記入してください。
⑫	確認事項	交付要件に関わる重要事項が記載されています。すべての内容を確認したうえで、 <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）をしてください。
⑬	補助金受給状況	CEV補助金以外の補助金の受給状況を記入してください。
⑭	委任の有無	委任がある場合は、会社名等を記入してください。
⑮	市納付確認誓約同意	すべての内容を確認したうえで、 <input checked="" type="checkbox"/> （チェック）をしてください。

No.2 交付請求書（第4号様式）

(第4号様式)

日付は空欄のまま提出してください。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者

日付及び番号は空欄のまま提出してください。

自動車導入支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

付浜松市指令産カ第 号をもって交付決定のありました浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

金額欄に必ず¥（円マーク）を記入してください。

1 請求金額

金 額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
-----	--	----	----	---	---	---	---	---

2 振込先

口座名義	(フリガナ)						
振込先金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店・営業部 出張所			
預金種別	普通・当座・貯蓄・別段・その他 ()						
口座番号							

支店の統廃合があった場合は、正しい支店名をご確認ください
〇〇支店、〇〇営業部など名称を最後まで記入してください

口座の名義人は申請者と同一名義としてください。
口座名義の表記は、通帳を確認のうえ、正確に記入してください

1. 請求書上段

浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業補助金申請の手引き

住所・申請者名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（第1号様式）に記載した申請者の住所と氏名を記入してください。
文書番号と日付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空欄のままご提出ください。

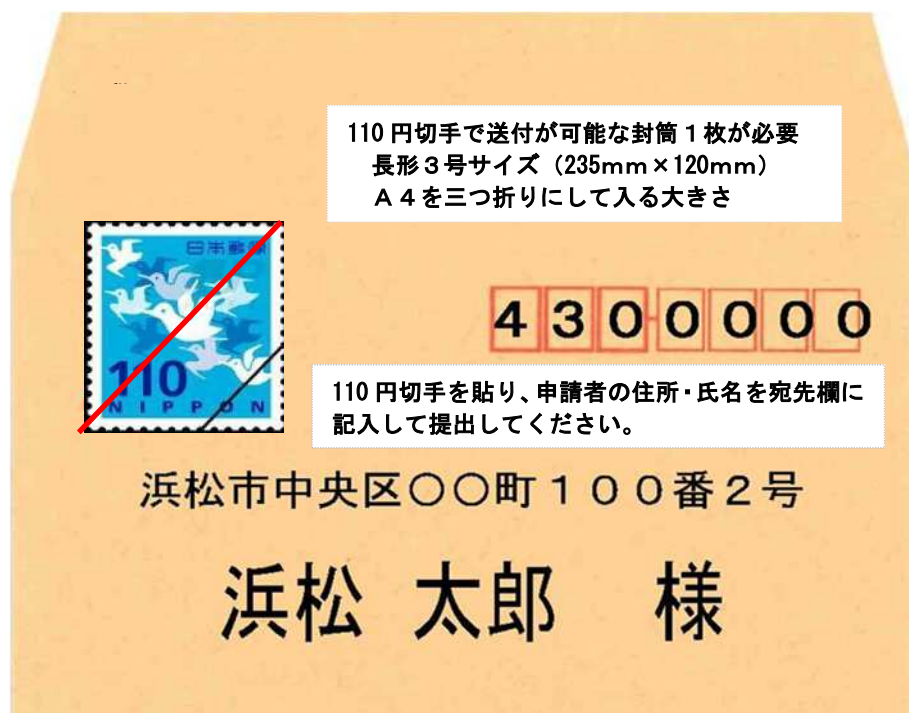
2. 請求書下段

請求金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（第1号様式）に記載した「補助金申請額」を記入してください。 ・ 請求金額は訂正印や捨印で修正することができません。 ・ 記入に誤りがあった場合は、新たな様式に書き直してください。
金融機関名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の振込先口座の金融機関名を正式名称で記入してください。 ・ J A とびあ浜松を指定する場合は、「とびあ浜松農業協同組合」または「とびあ浜松農協」と記入してください。 ・ 一部のインターネット銀行には振り込みができない場合があります。詳しくは受付窓口へお問い合わせください。
支店名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の振込先口座の支店名を正式名称で記入してください。 ・ 金融機関によって、支店ではない場合（〇〇営業部、〇〇本店、〇〇出張所 等）があるので、必ず最後まで記入してください。 ・ 支店の統廃合があった場合には正しい支店名を確認し、記入してください。 ・ ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の漢数字三桁の支店名を記入してください。（例：二三八 等）
預金種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座の預金種別に丸印をつけてください。
口座番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号を記入してください。 ・ 番号は右詰で記入し、左側が余る場合はゼロを記入してください。 ・ 口座番号ではない番号（お客様番号等）を誤って記載するケースがあります。通帳等を必ず確認し、記入誤りのないようにしてください。
口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座名義人を、ミドルネーム等も含めて正確に記入してください。 ・ フリガナ欄も忘れずに記入してください。 ・ 交付申請書（様式第1号）に記載した申請者と同一である必要があります。 ・ 申請者以外に補助金を振り込むことはできません。

No.3 110円切手を貼った封筒

浜松市中小企業次世代自動車導入支援事業補助金申請の手引き

- ・ 申請された方に「交付決定通知書（第2号様式）」を送付する際に使用します。
- ・ 必ず封筒（長形3号など）に110円切手を貼ってください。



本手引きにない疑問点や不明点等がありましたら、

お気軽に受付窓口までお問い合わせください。

受付窓口：浜松市産業部カーボンニュートラル推進課

住所：浜松市中央区元城町103番地の2 市役所本庁舎6階

電話：053-457-2502 / FAX：050-3730-8104

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

★受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（祝日・12/29～1/3を除く）です。

土・日曜日、祝祭日や午後5時から翌午前8時30分までは受付は行っておりません。